

北谷第二小学校PTA会則

第1章 総 則

第1条 本会は北谷第二小学校PTAという。

第2条 本会の事務局を北谷第二小学校内におく。

第3条 本会の会員は北谷第二小学校の児童の保護者、職員並びに本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第2章 目 的

第4条 本会は、保護者と教師が研修を積み、民主教育の理解を深め協力して家庭、学校、社会における子供たちの幸福な成長を図ることを目的とする。

第3章 方 針

第5条 本会は教育の振興を本旨とする民主団体として活動する。

第6条 本会は自主性を堅持し、他のいかなる団体の干渉も受けない。

第4章 事 業

第7条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦をはかり、教養を高めるために研修につとめる。
- (2) 家庭と学校との堅密な連絡によって子供たちの生活を指導する。
- (3) 子供たちの生活環境の整備につとめる。
- (4) その他、本会の目的達成に必要なこと。

第8条 前条の事業を行うため、次の専門委員会を設ける。ただし、総務委員会については、三役会が兼ねる事ができる。

- (1) 総務委員会
- (2) 文化委員会
- (3) 広報委員会
- (4) 生活指導委員会
- (5) 家庭教育委員会
- (6) 保健体育委員会
- (7) 環境整備委員会

2 各専門委員会は、次の者で組織する。

(1) P T A会員とする。ただし、第3・4学年については全保護者とする。

第9条 専門委員会の任務は次のとおりとする。

(1) 総務委員会

- ア 年間計画立案に関する事
- イ 予算に関する事
- ウ 各委員会の事業の連絡調整
- エ 職員の歓送迎会に関する事
- オ 総会の議事日程に関する事
- カ その他P T A活動強化に関する事

(2) 文化委員会

- ア 会員の研修及び成人教育に関する事
- イ 会員の親睦に関する事

(3) 広報委員会

- ア P T A新聞の発行
- イ その他広報活動に関する事

(4) 生活指導委員会

- ア 児童の校外指導に関する事
- イ 安全指導に関する事
- ウ 地域児童会の指導育成に関する事

(5) 環境整備委員会

- ア 学校社会における教育環境の整備に関する事

(6) 保健体育委員会

- ア 体育行事に関する事
- イ 社会・学校の保健衛生に関する事

(7) 家庭教育委員会

- ア 家庭教育に関する事
- イ 食育・学校教育に関する事

第5章 役員

第10条 本会に次の役員をおく。

会長 1名

副会長 4名
事務局長 1名
書記・会計 1名
顧問 若干名

第11条 本会の役員は次のとおり選出する。

- (1) 会長、副会長は在学児童をもつ会員の中から評議員会において選出し総会の承認を得るものとする。
- (2) 事務局長は、学校の教頭がこれにあたる。
- (3) 書記・会計は、会長が委託する。
- (4) 顧問は、校長がこれにあたる。他に必要と認めるとき、会長はこれを推薦することができる。

第12条 役員任期は次のとおりとする。

- (1) 正副会長及びその他は1カ年とする。但し、補欠によって就任したときは前任者の残期間とする。
- (2) どの役員も再選を防げない。

第13条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、事務を掌握指導し、計画書の草案立案にあたる。
- (4) 書記は、総会、評議員会、理事会の記録をつかさどる。
- (5) 会計は、会計事務及び庶務をつかさどる。
- (6) 顧問は、事業遂行のため、相談役となる。

第6章 集会

第14条 本会の集会は、総会、評議員会、理事会、専門委員会とする。

- (1) 総会は、会長が招集し、総会の議長は、会員の中から選出する。
- (2) 評議員会、理事会は、会長が招集し、その議長となる。
- (3) 各集会の議決は、出席者の過半数以上の賛同が得られなければならない。
- (4) 専門委員会は、当該委員長が招集し、その議長となる。

第15条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- (1) 定期総会は毎年5月までに開催する。
- (2) 臨時総会は、評議員の4分の3以上の要求があったときに開催できる。

第16条 総会の執行事項は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、会計監査員の承認。
- (2) 予算の承認。
- (3) 会務及び決算の報告を受ける。
- (4) その他重要な事項についての承認。

第17条 評議員は、PTA正副会長、事務局長、書記、顧問、正副専門委員長、学年PTA正副会長、学校職員代表によって構成される。

第18条 評議員会は、総会に次ぐ議決機関で、緊急事項については評議員会をもって総会に代えることができる。

第19条 評議員会の執行事項は、次のとおりとする。

- (1) 正副会長、監査員の選出、専門委員の承認。
- (2) 事業計画の審議決定。
- (3) 予算の審議、決算の承認。
- (4) 会則の改廃。
- (5) その他、重要な事項についての承認。

第20条 理事会は、役員・学年PTA及び専門委員長で構成する。

第21条 理事会は、次のことを行う。

- (1) 総会及び評議員会で決議された事業の執行。
- (2) 事業計画の検討。
- (3) 総会及び評議員会に提案する議案の作成。
- (4) 各専門委員会の委員の推挙。
- (5) 困窮者会員の会費免除。
- (6) その他、重要事項の処理。

第7章 学年・学級PTA

第22条 本会に、学年・学級PTAをおき、その活動は次のとおりとする。

- (1) 同年令の子を持つ親としての相互研修。
- (2) 望ましい家庭環境づくりの推進。
- (3) 学年・学級教育目標達成への協力。
- (4) その他。

第23条 学年PTAの運営委員会は、各地区出身会員の互選による代表若干名と学級担任で構成する。

第24条 学年PTAの正副会長は運営委員の互選により、保護者会員の中から決める。

第25条 学年PTA運営委員会は、各学級PTAの運営委員で構成する。

第26条 学年PTA正副会長は、学級PTA会長の中から、学年PTA運営委員会で選出する。

第8章 会計

第27条 本会経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第28条 困窮者については、理事会の承認を得て会費を免除することができる。

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第30条 会計監査員は、2名とし、会員の中より評議員会で選出し、総会の承認を得るものとする。

第31条 会計監査員の任期は2ヵ年とし、年1回の会計の監査にあたる。

第9章 帳簿

第32条 本会に、次の帳簿を備える。

- (1) 会則つづり
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 会計簿
- (5) 記録簿（会議録）

第10章 附則

第33条 本会は、昭和54年5月19日より施行する。
本会則は、昭和55年5月22日一部改正する。
本会則は、昭和57年5月10日一部改正する。
本会則は、昭和59年5月25日一部改正する。
本会則は、平成3年5月23日一部改正する。
本会則は、平成8年5月24日一部改正し適用する。
本会則は、平成12年5月22日一部改正し適用する。
本会則は、平成19年5月18日一部改正し適用する。
本会則は、平成22年5月14日一部改正し適用する。
本会則は、平成25年5月10日一部改正し適用する。
本会則は、平成27年5月8日一部改正し適用する。
本会則は、平成29年2月23日一部改正し適用する。